

甘楽町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
19年度	人 14,468	千円 4,685,353	千円 170,432	千円 928,707	% 19.8	% 21.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
19年度	人 102	千円 406,491	千円 54,414	千円 139,918	千円 600,823	千円 5,890	千円 5,765

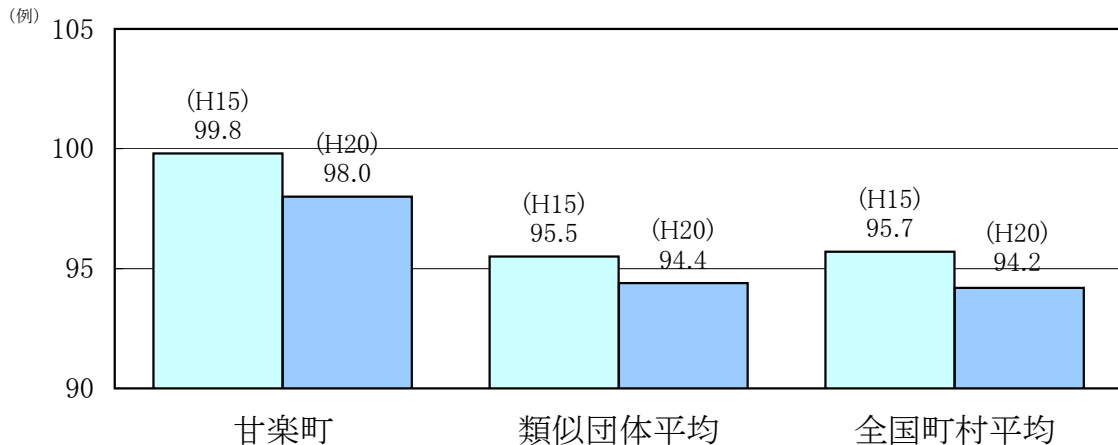
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、19年4月1日現在の特別会計の職員を除いた普通会計の人数である。

(3) 特記事項

まちおこしプランにより、平成17年度から21年度まで特別職、議員、職員、非常勤特別職の人件費等を減額している。

主な減額措置	
① 特別職(町長・助役・収入役・教育長)	給料:10%減額 期末手当:加算措置なし
② 議 員	報酬:5%減額 期末手当:加算措置なし
③ 職 員	期末・勤勉手当:役職加算措置なし 勤勉手当:0.5月減額 管理職手当:1%減額 時間外勤務手当:1%減額 ※勤勉手当0.5月減額(H19まで実施)
④ 非常勤特別職	報酬:5%減額

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（20年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
甘楽町	43.9 歳	346,001 円	408,610 円	389,851 円
群馬県	43.8 歳	358,204 円	434,305 円	393,030 円
国	41.1 歳	325,113 円	— 円	387,506 円
類似団体	43.1 歳	324,695 円	365,812 円	351,565 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
甘楽町	40.3 歳	3 人	245,000 円	256,333 円	253,633 円	—	—	—	—
うち学校給食員	40.3 歳	3 人	245,000 円	256,333 円	253,633 円	調理士	41.5 歳	265,200 円	0.97
群馬県	47.8 歳	208 人	322,784 円	359,499 円	346,453 円	—	—	—	—
国	48.9 歳	4,784 人	284,679 円	—	320,623 円	—	—	—	—
類似団体	49.0 歳	10 人	272,311 円	288,319 円	282,156 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
甘楽町	—	—	—
うち給食調理員	4,058,590 円	3,582,900 円	1.13

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている群馬県データを使用している。(平成17～19年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と区分の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
甘楽町	46.5 歳	357,822 円	379,108 円
群馬県	44.2 歳	397,301 円	449,274 円
類似団体	42.8 歳	316,256 円	333,599 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(20年4月1日現在)

区 分		甘楽町	群馬県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	177,300 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	143,400 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	139,000 円	140,100 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	短学卒	152,800 円	— 円	152,800 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(20年4月1日現在)

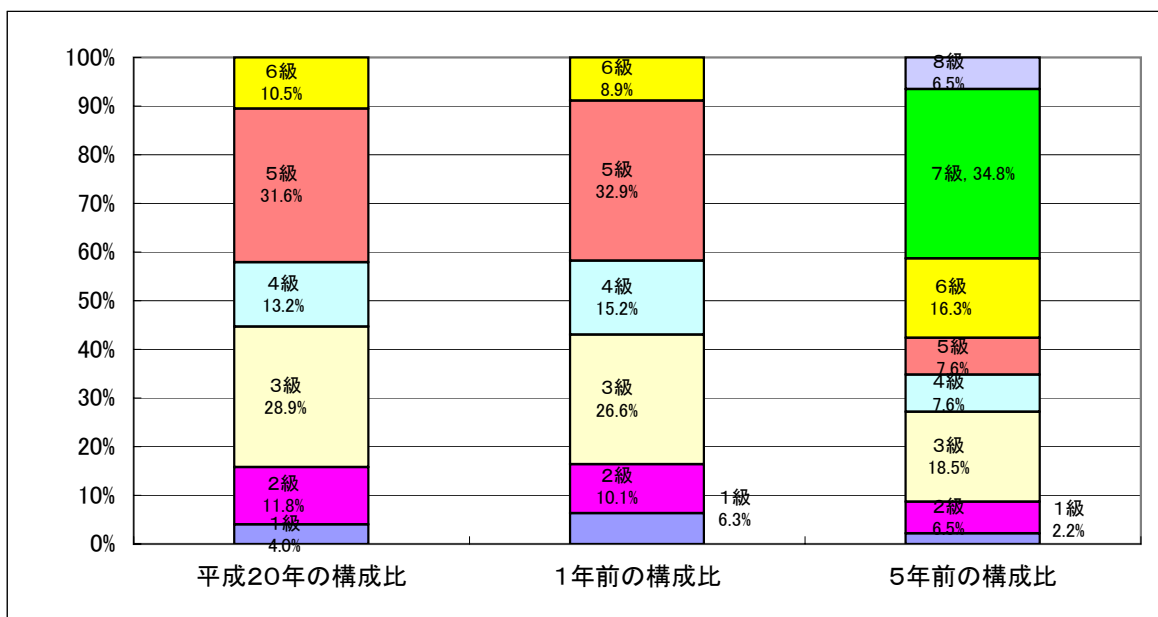
区 分		経験年数7年	経験年数13年	経験年数23年
一般行政職	大学卒	231,300 円	292,400 円	391,500 円
	高校卒	192,900 円	250,800 円	356,000 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	短学卒	— 円	— 円	336,500 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補の業務 主事の業務	3 人	4.0 %
2 級	困難な職務を行う主事の業務	9 人	11.8 %
3 級	主任の業務	22 人	28.9 %
4 級	主査の業務 係長の業務	10 人	13.2 %
5 級	補佐の業務	24 人	31.6 %
6 級	課長の業務	8 人	10.5 %

- (注) 1 甘楽町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

区分	職員数		全職種	区分	職員数		全職種
	A	人			A	人	
18年度	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	79	人	19年度	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	76	人
		0	人			0	人
	比率	B/A	0.0		%	比率	B/A

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

甘楽町	群馬県	国
1人当たり平均支給額(19年度) 1,372 千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,926 千円	—
(19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.00 月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 平成17～21年度まで加算措置なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理監督者加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

給与削減等を行っていることなどから、勤勉手当への勤務成績の反映は行っていない。

(2) 退職手当（20年4月1日現在）

甘楽町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 24,452 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給実績(19年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	感染症予防法等に定める防疫作業等に従事した職員	同左	日額1,000円
行路病人、死亡人処置手当	行路病人又は死亡人の処置に従事した職員	同左	1件1日行路病人1,000円 死亡人 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	14,368 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	293 千円
支給実績(18年度決算)	9,754 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	177 千円

(6) その他の手当 (20年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外(子、父母、祖父母等) 各 6,500円 ・教育加算(16歳年度初め～22歳年度末) 5,000円	同		13,646 千円	267,569 円
住居手当	①住宅を借受け月額12,000円以上の家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃－23,000円)×1/2＋11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円 ②自宅居住職員(自宅の新築・購入から5年間に限る) 2,500円	同		2,525 千円	210,417 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ①交通機関等の利用者 6箇月定期券等の価額により一括支給。ただし、55,000円が支給限度額 ②自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額2,000円～24,500円を毎月支給	同		2,400 千円	35,294 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 (定額支給) ・課長 56,100円 ・補佐 44,600円 ・係長 33,700円 ・主査 26,900円 ※H19.4から適応。一部経過措置あり。			24,974 千円	480,269 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同		0 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 (支給額) 4,200円/1回 ただし、17年度～19年度まで支給なし	同		－ 千円	－ 円

5 特別職の報酬等の状況（20年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	町 長	650,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	(722,000	円)	874,000	円/	325,000	円	
副 町 長	526,000	円	656,000	円/	325,000	円	
	(584,000	円)					
報 酬	議 長	276,000	円	380,000	円/	243,000	円
	(290,000	円)					
	副 議 長	214,000	円	285,000	円/	192,000	円
	(225,000	円)					
議 員	200,000	円	261,000	円/	152,800	円	
	(210,000	円)					
期 末 手 当	町 長	4.4		月分			
	副 町 長	4.4		月分			
退 職 手 当	議 長	(19年度支給割合)					
	(副 議 長	4.4		月分			
	議 員						
	備 考						
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
	副 町 長	在職年方式	13,520	千円	任期終了時		
	同上	同上	6,312	千円	同上		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
3 副町長は不在任となっており、収入役は廃止している。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

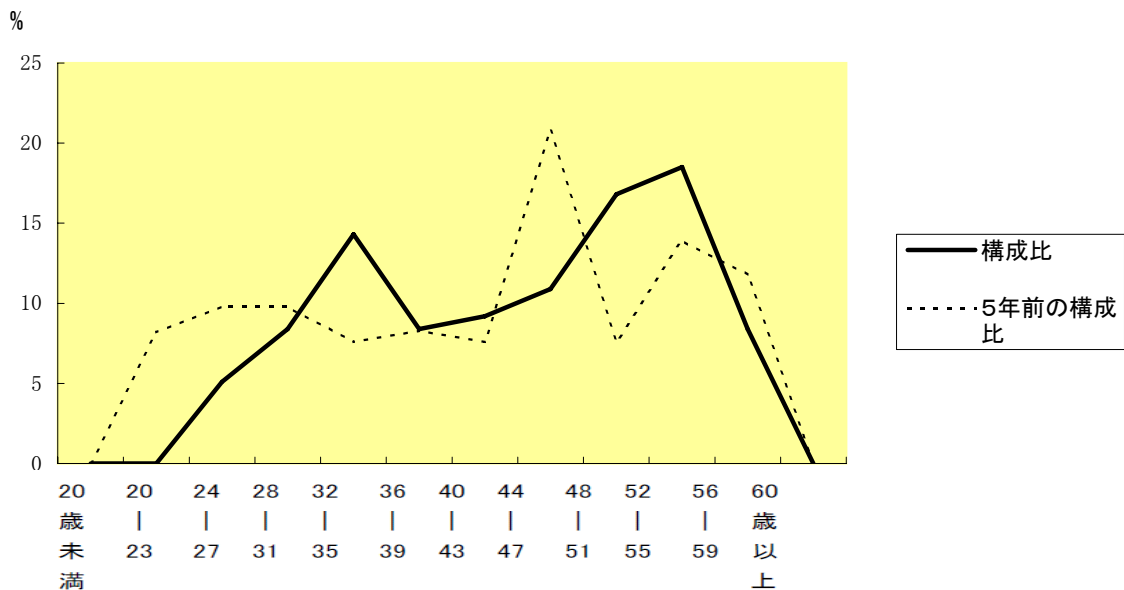
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由		
		平成19年	平成20年				
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2		企画業務、電算業務等見直しによる減	
		総務	27	25	△ 2		
		税務	10	10			
		労働					
		農林水産	10	9	△ 1		農業業務見直しによる減
		商工	2	2			
土木		4	4				
民生	13	11	△ 2	福祉・保育所業務の見直しによる減			
衛生	7	7					
	計	75	70	△ 5	<参考> 当町の人口1万人当たり職員数 48.38 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 84.81 人)		
	教育部門	27	27		学校教育業務の見直しによる減		
	消防部門						
	小 計	102	97	△ 5	<参考> 当町の人口1万人当たり職員数 67.04 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 107.77 人)		
公営企業会計等部	水道	8	8		後期高齢者業務による増		
	下水道 その他	4 9	4 10	1			
	小 計	21	22	1			
合 計		123 [139]	119 [139]	△ 4	<参考> 当町の人口1万人当たり職員数 82.25 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数（臨時、派遣職員、教育長を除く）である。 []は条例定数

2 []内は、条例定数の合計である。

(45)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 137	人 125	人 12	% △8.8%

(注) 数値は、公営企業職員と一般職員を合わせた全職員の数値です。

(参考) まちおこしプランにおける定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	12人の純減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在)

区 分		17年	18年	19年	20年	21年	17年～21年	(参考)
部 門		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	計	数値目標
一般行政	職員数	84	80	75	70	70	—	計画では、12人の純減で125人の数値目標を掲げているが、数値目標はクリアしている状況である。
	増 減		△4	△5	△5	0		
教 育	職員数	32	28	27	27	27		
	増 減		△4	△1				
公 営 企 業 等 会 計	職員数	21	21	21	22	22		
	増 減				1	0		
計	職員数	137	129	123	119	119	—	
	増 減		△8	△6	△4	0	△18 (150%)	

- (注) 1 計画期間は、17年～21年の5年間であるが、まちおこしプランにより17年から22年までの数値目標を定めている。
- 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
- 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。
- 4 21年は見込みの数値である。
- 5 職員数は一般に属する職員(臨時、派遣、教育長を除く)を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 196,799	千円 20,755	千円 51,879	% 26.4	% 24.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	人 8	千円 36,907	千円 2,739	千円 12,233	千円 51,879	千円 6,485

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,874

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

まちおこしプランにより、平成17年度から21年度まで職員の人件費等を減額しています。

期末・勤勉手当:役職加算措置なし 勤勉手当:0.5月減額 管理職手当:1%減額 時間外勤務手当:1%減額 ※勤勉手当0.5月減額(H19まで実施)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（20年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
甘 楽 町	45.6 歳	347,888 円	391,384 円
団 体 平 均	45.5 歳	374,552 円	571,242 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

甘楽町	甘楽町（一般行政職）
1人当たり平均支給額(19年度) 1,529 千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,387 千円
(18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00 月分 1.00 月分 (1.60)月分 (0.75)月分	(18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00 月分 1.00 月分 (1.60)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 平成17～21年度まで加算措置なし	(加算措置の状況) 平成17～21年度まで加算措置なし

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（20年4月1日現在）

甘楽町				甘楽町（一般行政職）				
(支給率)	自己都合		勸奨・定年	(支給率)	自己都合		勸奨・定年	
勤続20年	23.50	月分	30.55	月分	23.50	月分	30.55	
勤続25年	33.50	月分	41.34	月分	33.50	月分	41.34	
勤続35年	47.50	月分	59.28	月分	47.50	月分	59.28	
最高限度額	59.28	月分	59.28	月分	59.28	月分	59.28	
その他の加算措置				その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)				定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)				
1人当たり平均支給額		24,817		千円	1人当たり平均支給額		24,452	
				千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（20年4月1日現在）

支給実績(19年度決算)	0	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	0	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	0.0	%
手当の種類(手当数)	なし	

オ 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	127	千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	42	千円
支給実績(18年度決算)	297	千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	99	千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（20年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外(子、父母、祖 父母等) 各 6,500円 ・教育加算(16歳年度初め ～22歳年度末) 5,000円	同		1,358 千円	226,333 円
住居手当	①住宅を借受け月額 12,000円以上の家賃を支 払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃23,000円を超え 55,000円未満 (家賃－23,000円)×1/2 ＋11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円 ②自宅居住職員(自宅の新 築・購入から5年間に限る) 2,500円	同		30 千円	30,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で ある職員に支給 ①交通機関等の利用者 6箇月定期券等の価額に より一括支給。ただし、 55,000円が支給限度額 ②自動車等の交通用具使 用者 通勤距離に応じた月額 2,000円～24,500円を毎 月支給	同		91 千円	22,750 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員に支給 (定額支給) ・課長 56,100円 ・補佐 44,600円 ・係長 33,700円 ・主査 26,900円 ※ 経過措置あり	同		2,459 千円	491,800 円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 137	人 125	人 12	% △8.8%

(注) 数値は、公営企業職員と一般職員を合わせた全職員の数値です。

(参考) まちおこしプランにおける定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	12人の純減

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	17年～21年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目		
一般行政	職員数	84	80	75	70	70	—	12人の純減
	増 減		△4	△5	△5	0		
教 育	職員数	32	28	27	27	27		
	増 減		△4	△1				
公 営 企 業 等 会 計	職員数	21	21	21	22	22		
	増 減				1	0		
計	職員数	137	129	123	119	119	—	
	増 減		△8	△6	△4	0	△18 (150%)	

(注) 1 計画期間は、17年～21年の5年間であるが、まちおこしプランにより17年から22年までの数値目標を定めている。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

4 21年は見込みの数値である。

5 職員数は一般に属する職員(臨時、派遣、教育長を除く)を示す。

技能労務員の給与等の見直しに向けた取組方針

1. はじめに

地方公共団体の技能労務職員は、その職務の形態や内容が、民間企業の従業員と同一または類似しているにもかかわらず、給与が高額ではないかとの指摘や批判が多くなっているところである。

町では、その指摘を真摯に受け止めるとともに、今後も厳しい財政状況が続いていくであろうことを踏まえ、技能労務職員の給与等について総合的な点検をし、適正な給与制度の確立と運用を図るべく、今後の取組方針を検討していきます。

2. 現状

技能労務職員については、退職者の不補充を基本としており、現在では少数の職員構成となっています。また給与については、国の給与構造見直しに伴い、平成18年4月から給与水準を引き下げております。

ここ数年、退職者の不補充を行った結果、技能労務職員の人数が減少し、平均年齢も低くなっていることから、昨年に総務省が公表した「技能労務職員等の民間類似職種との比較」や類似団体などの公表データを比べると、平均給与月額等において民間データや類似団体より低くなる傾向にあります。

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
甘楽町	40.3 歳	3 人	245,000 円	256,333 円	253,633 円	—	—	—	—
うち学校給食員	40.3 歳	3 人	245,000 円	256,333 円	253,633 円	調理士	41.5 歳	265,200 円	0.97
群馬県	47.8 歳	208 人	322,784 円	359,499 円	346,453 円	—	—	—	—
国	48.9 歳	4,784 人	284,679 円	—	320,623 円	—	—	—	—
類似団体	49.0 歳	10 人	272,311 円	288,319 円	282,156 円	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
甘楽町	—	—	—
うち給食調理員	4,058,590 円	3,582,900 円	1.13

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている群馬県データを使用している。(平成17～19年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と区分の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
全体	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
学校給食員	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

(3) その他給与に関する事項

① 給料表

行政職給料表(一)適用 (3級制)

② 技能労務職員に係る特殊勤務手当

なし

③ 昇格基準

毎年1月1日に4号給(57歳を超える場合は2号給)を基準として昇給

3. 基本的な考え方

当町における技能労務職については、平成17年度に策定された「まちおこしプラン」に基づき、退職不補充を基本として新規採用は行っていません。

給与については、今後も民間の給与水準との均衡を十分に留意しながら、適正な給与の運用に取り組んでいきます。

4. 具体的な取組み

給料表については、対象の職員が3人と少なくなっていることから、現行を踏襲することとし、昇給基準については、民間給与水準との均衡に留意し、また近隣市町村の動向を注視しながら、適正な給与の運営に取り組んでいくとともに、今後も退職者の不補充を基本とし、技能労務職の業務内容の見直しを行いながら、将来的な運営方法を検討していきます。